



浜松市と一般社団法人静岡県建築士事務所協会との災害時協定締結式の開催について

このたび、浜松市は、下記のとおり、一般社団法人静岡県建築士事務所協会と、災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定を締結いたします。

本協定により、災害が発生した場合に、公共建築物の被災度区分判定業務や公共建築物の応復旧工事の設計等業務について協力を受け、公共建築物の機能確保を図り速やかな災害復旧につながります。

記

1 協定締結式

- (1) 日時 : 令和7年7月11日(金) 午後3時から午後3時15分まで
(2) 会場 : 浜松市役所本館5階 秘書課応接室
(3) 出席者 : 浜松市

浜松市長 中野 祐介
一般社団法人静岡県建築士事務所協会
会長 金丸 智昭 氏
副会長 藤原 龍美 氏
専務理事 荻野 泰用 氏
常務理事(西部支部長) 中尾 有希子 氏
理事 飯尾 哲秀 氏
西部支部副支部長 竹下 昌臣 氏

- (4) 次第 : ①開式 ②協定書署名 ③記念撮影 ④挨拶 ⑤閉式

2 協定について

(1) 名称

災害時における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定(新規)

(2) 項目

- ①公共建築物の被災度区分判定業務 ※
②公共建築物の災害査定事業計画書策定業務
(建築物の調査、被害状況に対する修繕費用の試算、災害査定資料の作成)
③応急復旧補修に伴う建築、電気設備、機械設備設計業務

※被災建築物がその後も継続的に使用できるかを判定し、使用可能と判断された場合は必要な復旧方法を決定するもの。

